

介護保険事業所開設者 様

諏訪広域連合介護保険課長

令和4年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の  
実績報告について（通知）

日頃から、介護サービスの提供に御尽力いただき、感謝申し上げます。

標記については、厚生労働省から発出された「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の一部改正について（令和4年3月11日付け老発0311第4号）及び「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の一部改正について（令和5年3月17日付け老発0317第4号）により、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに提出することとされています。

つきましては、令和4年度に介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を算定した事業者は、下記により実績報告書を提出してください。

なお、別紙様式3-2「介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書（施設・事業所別個表）」の事業所名については、昨年度ご提出いただいている令和4年度の計画書の別紙様式2-2、2-3に記載した事業所と一致させてください。

記

1 提出書類

【介護職員処遇改善加算又は介護職員等特定処遇改善加算を取得した事業所】

(1) 「実績報告書確認票」

(2) 別紙様式3-1

「介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書（令和4年度）」

(3) 別紙様式3-2

「介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書（施設・事業所別個表）」

2 提出書類掲載場所

次の諏訪広域連合ホームページ上に、提出書類様式等を掲載しています。

「新着情報」→「令和4年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の実績報告について」

3 提出部数 1部

4 提出期限 令和5年7月31日（月）必着

5 提出先 諏訪広域連合介護保険課に、原則メール又は郵送にて提出してください。

## 6 留意事項

- (1) 職場環境等要件に基づく取組の実施について、過去ではなく、当該年度における取組の実施を求めることとなりました。
- (2) 特定加算の平均賃金改善額の配分ルールにおける「経験・技能のある介護職員」は「他の介護職員」の「2倍以上であること」について、「経験・技能のある介護職員」は「他の介護職員」と比較し、「より高くすること」を求めることになりました。
- (3) 提出が必須となる「(別紙様式3-1)」、「(別紙様式3-2)」については、1つのエクセルファイルにシートごとになっています。
- (4) 令和4年度の介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書等の内容について、変更の必要がある場合、変更届出書の提出が必要となります。

### 【介護保険最新情報 Vol.941 令和3年3月19日抜粋】

問 24 処遇改善計画書の作成時においては、特定加算の平均の賃金改善額の配分ルールを満たしており、事業所としても適切な配分を予定していたものの、職員の急な退職等によりやむを得ず、各グループに対して計画書通りの賃金改善を行うことができなくなった結果、配分ルールを満たすことができなかった場合、どのような取扱いとすべきか。

(答)

- ・ 職員の退職等のやむを得ない事情により、配分ルールを満たすことが困難になった場合は、実績報告にあたり、合理的な理由を求めることとすること。(令和2年度実績報告書においては、申出方法は問わないが、令和3年度においては、「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老発0316第4号)でお示しした実績報告書(様式3-1)の「⑥その他」に記載されたい。)

- (5) 複数の事業所を同一事業所とみなして記入する場合、一体的に運営している事業所がわかるように太枠で囲んでください(指定権者をまたぐ場合も同様)。

## 7 その他

- (1) 長野県国民健康保険団体連合会が毎月送付する「介護職員処遇改善加算総額のお知らせ」により、各事業所・施設の加算受給額(利用者負担を含む。)を確認できます。また、お知らせに記載されている〇月審査分については、〇月の前月請求に係るものとなっています。(例：4月審査分 → 3月請求分を4月に審査したという意味です。)
- (2) 請求漏れ、エラー等の理由により、賃金改善実施期間の終期までに支払うことができなかった場合、翌年度の実績報告の加算受給額に含めてください。

諏訪広域連合 介護保険課 事業所係  
係長：金井  
担当：武居・中村・田中  
電話：0266-82-8162(直通)  
FAX：0266-71-2071  
E-mail: kaigo@union.suwa.lg.jp